

真下 紀子

困難のりこえ、ともに生きる

m.noriko.office@gmail.com

はつらつ道政レポート NO.388 2024. 11. 10発行

真下紀子事務所 旭川市3条16丁目左7号 TEL 0166-20-0808 FAX 0166-20-1616



冬は間近 福祉灯油 基準額の大幅増額と支給対象者の拡充へ 一歩踏み出して！

日本共産党の真下紀子議員は、灯油の高止まりが続く中、福祉灯油事業の大幅増額と支給対象者の拡充を求めました。（9/27予算特別委員会）

灯油価格が121円と高騰していた9月27日、真下議員は予算特別委員会（保健福祉部所管）で、「実質賃金も年金も上がらず、物価高騰と社会保険料の負担増で道民の暮らしは苦しさが一層増している」と訴え、福祉灯油事業の市町村への交付基準額の1.5倍はもとより、一歩踏み出して基準額の大幅増額と、支給対象者の拡充を強く求めました。

道の答弁では2021年度は178市町村が実施。22年度・23年度は各々143・146市町村が実施していました。そのうち道の地域づくり総合交付金を活用したのは各年度147、107、116市町村です。市町村独自に対象を拡げているところもあります。

道はこの3年間、交付基準額を1.5倍に引き上げてきましたが、活用額は1億1,264万円をピークに減少しています。真下議員の質問に道は、「すべての市町村での実施を働きかける」「燃料費のほか暖房器具や冬用衣料など冬季間の増嵩経費の一部に補助する『地域づくり交付金』の活用を働きかけるとともに、国の政策動向も注視する」と答えました。

年度	実施市町村／づくり交付金活用	交付金活用額
2021年度	178／147	1億1,264万円
2022年度	143／107	7,828万円
2023年度	146／116	8,446万円

◆◆◆ 安心出産支援事業利用減少 補助拡充へ ◆◆◆

道は産婦人科医師の不足を理由に、出産できる医療機関を集約してきました。そのため出産できる医療機関がある市町村は、2024年には27まで減少。そのうち3自治体は経産婦（出産経験者）の出産のみです。

妊産婦安心出産支援事業は、妊産婦が遠くの医療機関に受診する際の助成事業です。25km以上で交通費、50km以上で交通費に加え宿泊費を助成しています。真下議員が長年とりあげ続け、実現にこぎつけた事業です。

身近な医療機関で出産できないことや出産自体が減っているため、利用者も助成額も減少しています。

国は4月から同様の事業を開始。道は国の事業を活用して補助基準を引き上

げ、宿泊上限を5日から14日に拡大しました。事業の拡充を求めた真下議員は「十分周知されていない」と指摘。「急ぎ周知するよう」求めました。

一方道は、安心出産支援事業の宿泊にまで宿泊税を課税する予定です。

出産待ちの宿泊は観光目的ではありません。まして道の助成事業です。

真下議員は宿泊税から除外するよう強く主張しました。しかし、鈴木直道知事は「課税する」と強弁し、妊産婦

支援に反する姿勢に終始しました。

（10/3 予算特別委員会知事総括）

年度	分娩可能な医療機関がある市町村数
2014	32
2015～2016	30
2017	32
2018～2019	29
2020～2022	28
2023	27 (経産のみ3)

年度	健診	出産	合計	決算額
2020			3,618人	
2021			3,292人	
2022(102町村)	1,937人	1,112人	3,049人	11,879,564円
2023(104町村)	1,830人	1,036人	2866人	11,044,900円

道警やじ訴訟 最高裁で違法判決確定

2019年の参議院選挙、札幌市内で当時の安倍晋三首相の街頭演説に、「安倍やめろ」などとヤジを飛ばした市民2人が、多数の警察官に引きずられ、排除されたとして北海道（警察）を訴えた国家賠償請求訴訟。最高裁は8月19日、女性への排除を違法と認定した札幌高裁判決を支持し、判決が確定しました。



丸山議員が追及

一審の札幌地裁判決（22年3月）は、道警による排除は憲法が保障する表現の自由の侵害だとして、計88万円を原告側に支払うよう道側に判示。しかし、二審の札幌高裁は女性への賠償は認めましたが、男性については、やじに怒った周囲の自民党員から男性を避難させたなどとする道警の主張を認め、男性の請求は棄却していました。

日本共産党の丸山はるみ議員は9月25日の一般質問で、被告である知事、違法行為を行った警察本部長、道警を指導する公安委員長、それぞれの責任を追及しました。

「どこまでも他人事の鈴木知事」

丸山議員は「国賠訴訟で道警察の行為が違法との判決が確定し、謝罪すべきだ」と迫りましたが、知事、公安委員長、警察本部長は揃って謝罪の意思を全く示しませんでした。公安委員長、警察本部長は「司法判決を真摯に受け止める」と答弁しましたが、鈴木直道知事だけは「道警察において一貫して方針を判断し、対応してきたもの」と突き放したのです。丸山議員から「最高裁判決から学ぶべきものは何か」と問われても一切答えませんでした。

鈴木知事は伊藤泰充警察本部長との面会で「適正な職務執行に努めていただきたい」と発言していますが、丸山議員は「警察が道民の表現の自由を犯す行為は二度とあってはならないという認識はあるのか」と追及。「その認識すら示せないようでは、適正な職務執行など絵に描いた餅になる」と、知事の他人事のような姿勢を厳しく批判しました。

「警察と一体の公安委員会」

公安委員会は、警察の民主的運営と政治的中立性を目的として道警察を指導することが本来の役割です。しかし、党道議団の追及により、第一審判決を

読まずに控訴判断を支持したことが明らかになるなど、公安委員会の主体性と責任が欠如しているのが現状です。

丸山議員は「道警察と独立していない公安委員会の在り方に問題があったのではないかと追及。

「道警察の違法行為を黙認してきた公安委員会の反省と教訓をどう導き、道警察へ指導を行うのか」とたどしました。吉本淳一公安委員長は「警察官の行為が一部違法とされたことを真摯に受け止め、適切に職務執行するよう指導した」と答弁しましたが、公安委員会自身の反省には一言も触れませんでした。

「表現の自由を侵害した警察の責任」

道警察は一貫して自らが行った行為に問題はないと主張してきましたが、原告女性に対して行った排除は「表現の自由の侵害であり違法」と司法の判断が下りました。「道警察自身の行為を改める意思があるのか」と警察本部長を問いただした丸山議員に、警察本部長は反省の姿勢すら示さず、違法行為の検証に背を向け、具体的再発防止対策についても明言しませんでした。

丸山議員は特別発言で「道警察による排除行為が違法・違憲と断罪されたことの重大性が答弁から伝わらないのは、当事者への謝罪すら行わない姿勢に端的に現れている」と痛烈に批判。「道警察が真摯に受け止めるなら、被害者への謝罪と違法な職務執行の検証は避けられない」と強調しました。

道議会・道政へのご意見・ご要望お寄せ下さい。

真下紀子事務所 旭川市3条16丁目左7号

TEL 0166-20-0808 FAX 0166-20-1616

E-mail : m.noriko.office@gmail.com